

令和 7 年度

生徒指導規程

校番(22) 呉市立昭和西小学校

昭和西小学校教育目標

未来を拓く人間の育成

生徒指導規程について

この規程は、本校の学校教育目標を達成するためのものです。そのために、児童が自主的・自律的に充実した学校生活を送る観点から必要な事項を定めました。

1 登校

- ① 学校へは7時30分から8時15分までの間に登校します。
- ② 8時15分に教室にいない場合は遅刻とします。

2 欠席・遅刻・早退

- ① 保護者が連絡帳や電話で学校に連絡します。電話で連絡する場合は、7時30分～8時10分までに保護者が連絡します。
- ② 3回目以降は、保護者と連携し、家庭での指導・協力を要請します。

3 服装・頭髪

- 「西小っ子のやくそく」を守ることができていない場合
 - ① 担任等が児童に集団生活を営む上でルールの大切さ、守る義務について指導します。
 - ② 改善されない場合は、担任等が家庭連絡を行い、家庭での指導・協力を要請します。

4 学用品・持ち物

- 「西小っ子のやくそく」を守ることができていない場合
 - ① 担任等が児童に集団生活を営む上でルール等を指導します。
 - ② 改善されない場合は、担任等が家庭連絡を行い、家庭での指導・協力を要請します。

5 携帯電話、不要物等

原則、学校に携帯電話、不要物等を持ってくることは禁止します。携帯電話は学校が必要であると認めた場合のみ許可しますが、必ず電源を切り、下校時まで職員室に預けさせます。

- 携帯電話、不要物等を許可なく持ってきたり、学校で使用したりした場合
 - ① 学校で携帯電話、不要物等を預かります。
 - ② 保護者に携帯電話、不要物等を学校まで取りに来ていただきます。

6 学校で使用するタブレット端末の使用について

呉市教育委員会作成のタブレット使用のルールを守ります。

- タブレット使用のルールを守れない場合
 - ① 担任等がタブレット端末使用のルール等について指導します。
 - ② 指導に従わない場合は、**特別な指導**を行います。
 - ③ 故意による破損・故障、過失による紛失などの場合は、家庭に費用負担を求める場合があります。

7 いじめ

「いじめは人として絶対に許されない行為であること」を常に指導しています。しかし、いじめが認められた場合には、次の点に留意して**特別な指導**を行います。

- ① 被害児童及び加害児童の保護者と話し合いをもちます。
- ② まわりの児童との関係に注意を払い、人間関係づくりを慎重に行います。
- ③ 被害児童及び加害児童に対しては、教育相談などのフォローの体制を確実に組んで寄り添いながら継続的に指導します。

8 器物破損

- ① 児童のけがなどの安全確認を行います。
- ② 担任等が児童に対して事実確認を行います。
- ③ 保護者と話し合いをもちます。
- ④ 指導に従わない場合は、**特別な指導**を行います。
- ⑤ 修理または弁償についても、協議します。

9 けんか・暴力行為

- ① 児童のけがなどの安全確認を行います。
- ② 担任等は再発防止に向けて事実確認を行います。
- ③ 指導に従わない場合は、**特別な指導**を行います。
- ④ 保護者と話し合いをもちます。
- ⑤ 重大な事案は警察等関係機関と連携します。

10 授業妨害・対教師暴力（暴言）

- ① 担任等が、児童に他の児童の学習権を奪う許されない行為であること等を理解させ、集団生活のルールとマナーを指導します。
- ② 指導に従わない場合は、**特別な指導**を行います。
- ③ 保護者と話し合いをもちます。

11 儀式朝会・全校朝会時の態度

- ① 全校朝会等で、様々な話を聞く活動の際に、自分勝手なおしゃべり等をして、他の児童の話を聞く権利を奪う行為は、許されない行為であることを理解させ、集団生活のルールとマナーをしっかり指導します。
- ② 担任等が児童に、全校朝会等に参加する上でのルール（黙って話を聞く等）の大切さについて話をします。
- ③ 指導に従わない場合は、**特別な指導**を行います。
- ④ 保護者と話し合いをもちます。

12 窃盗・万引き

- 外部（店・警察など）からの連絡によって分かった場合
 - ① 再発防止に向けて保護者と話し合いをもちます。
 - ② 繰り返す場合は、**特別な指導**を行うとともに関係機関と連携します。
- 児童や保護者からの情報があった場合
 - ① 事実確認を慎重に行います。
 - ② 情報者と対象児童は接触させません。情報者の不利益にならないようにします。
 - ③ 事実確認が取れたら、再発防止の観点で保護者と学校で話し合いをもちます。
 - ④ 繰り返す場合は、**特別な指導**を行うとともに関係機関と連携します。

13 その他の問題行動

- ① 状況によっては**特別な指導**を行います。
- ② 保護者と話し合いをもちます。
- ③ 問題行動の程度によっては、警察等、関係機関と連携します。

特別な指導について

1 場所

校内

2 期間

- ① 特別な指導は1日とします。
- ② 特別な指導について保護者と連絡・協議をします。
- ③ 特別な指導の期間中、指導に従わなかった場合は、指導期間を延長します。

3 対応者

教職員（管理職と生徒指導主事が協議し対応者を決めます。）が組織的に対応します。

4 内容

充実した学校生活や家庭生活を送るために振り返りを行い、展望を教職員と一緒に考えます。

- ① 説諭
- ② 振り返り及び反省文
- ③ 生活指導や学習反省（学習を教職員の指導のもと実施します。）